鳥取県立人権ひろば２１指定管理候補者審査委員会設置要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例（平成１６年鳥取県条例６７号。以下「手続条例」という。）第１９条の規定に基づき、総務部が所管する鳥取県立人権ひろば２１の指定管理者の候補者(以下「指定管理候補者」という。)に係る選定及び審査を厳正かつ公平に行うために開催する指定管理候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（任務）

第２条　審査委員会は、次に掲げる事項について審議する。

（１）手続条例第５条の規定による審査に関する事項

（２）手続条例第６条第２項及び第４項の規定による審査に関する事項

（３）手続条例第２２条第３項の規定による審査に関する事項

（４）前３号に掲げるもののほか、指定管理候補者の選定及び審査に必要とする事項

（委員）

第３条 審査委員会は、次に掲げる者で構成する。ただし、他の部（局）長等が所管する公の施設に係る指定管理候補者を合同で選定する場合はこの限りでない。

（１）総務部人権局の職員　１名

（２）学識経験者　１名

（３）公認会計士又は税理士　１名

（４）鳥取県立人権ひろば２１に関する有識者　２名

２ 委員の委嘱期間は、委嘱の日から県が鳥取県立人権ひろば２１の指定管理者と協定を締結するまでの期間とする。

（委員長等）

 第４条 審査委員会に委員長及び副委員長各１名置くものとし、委員の互選により選出する。

 ２ 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。副委員長は、委員長を補佐する。

 ３ 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

 （事務局）

 第５条　審査委員会の事務局は、人権・同和対策課に置き、庶務業務を処理する。

 （会議）

 第６条 審査委員会は、委員長が議長となる。

２ 審査委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

（関係者等の出席）

第７条 審査委員会は、審査のために必要があると認めるときは、応募者、指定管理候補者に選定しようとする法人等(以下「応募者等」という。)その他の関係者に対して審査委員会への出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

（公正性の確保等）

第８条　委員は、厳正かつ公平に第２条の任務を行わなければならない。

２ 委員は、審査委員会において知り得た情報（公開された情報を除く。）を漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

３　委員は、第２条の任務を行うに当たり、応募者等又はその代理人から、審査に関する説明、交渉等を要求されたときは、速やかにその旨を事務局へ報告しなければならない。

４　委員は、応募者等及びその構成員と自己並びに父母、祖父母、配偶者、子、孫及び兄弟姉妹並びにこれらの者と生計を同じくしている者の従事する業務に直接利害関係があるときは、審査委員会において、自らその関係について申し出て、他の委員の同意を得なければ、審査に参与することができない。

５ 委員が前２項の規定による報告又は申出をすべき事実がありながら、報告又は申出を行わなかったときは、当該委員は、審査に参与してはならない。

（その他）

 第９条　この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、審査委員会において定める。

附　則

この要綱は、平成２５年６月２６日から施行する。

　　附　則

この要綱は、平成２９年７月３日から施行する。